

組合だより

第2号

秋涼の候 皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、本組合事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年8月1日（日）に開催いたしました、令和3年度第1回総代会において、令和2年度事業報告書、収入支出決算書及び財産目録の承認について、はじめ3議案についてご審議いただき、すべて可決決定いただきました。詳細につきましては、本組合だより内でご報告させていただきます。

さて、現在組合では西工区（旧3・4工区）の工事に着手し、伐採工事、防災工事を進めております。来年度からは、道路築造工事、整地工事等に着手していきます。

東工区（旧1・2工区）につきましては、令和3年度第1回総代会において業務代行方式を進めることの承認をいただきましたので、事業完了に向けた作業に入っております。

また、組合では区域を東工区と西工区の2つに分割し、かつ西工区の道路計画を変更する等の事業計画変更の手続きを進めております。同時に桑名市が主体となって、西工区を住居系から工業系に変更する都市計画決定の変更として、用途地域の変更、地区計画の変更の手続きを進めていますので、ご承知おきのほどよろしくお願いいたします。

本事業地区内に組合事務所を開設いたしました。今後は、本事業の1日でも早い完成に向け役員一同努力してまいりますので、皆様におかれましても、より一層ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

多度町小山土地区画整理組合
理事長 加藤 正 人

1. 令和3年度第1回総代会の結果について

【第1号議案】 令和2年度事業報告書、収入支出決算書及び財産目録の承認について
(令和2年度決算の概要)

収入の部		支出の部			
項 目	金額 (円)	項 目	金額 (円)		
1	助成金	0	1	工事費	292,719
2	保留地処分金	1,000,000	2	負担金	0
3	雑収入	86,242	3	補償費	259,200
4	借入金	0	4	調査設計費	0
5	繰越金	74,340,330	5	借入金利子	0
			6	会議費	249,575
			7	事務所費	6,235,247
			8	諸支出金	38,000
			9	予備費	0
			10	償還金	0
	収入計	75,426,572		支出計	7,074,741

※ 収入と支出の差引額である、68,351,831 円は「翌年度繰越金」として、令和3年度に繰越します

【第2号議案】 役員、評価員等の報酬について

役 職	現 行	改 訂
理事長	月額 50,000 円	月額 30,000 円
副理事長	—	月額 20,000 円
理 事	1日 7,000 円、半日 4,000 円	1日 6,000 円、半日 3,000 円
監 事	1日 7,000 円、半日 4,000 円	1日 6,000 円、半日 3,000 円
評価員	1日 7,000 円、半日 4,000 円	1日 6,000 円、半日 3,000 円
総 代	—	1日 6,000 円、半日 3,000 円

【第3号議案】 東側地区の業務代行について

東側地区の業務を下記の者に業務代行で発注することの承認を得ました。

株式会社MORI

名古屋市中区千種区内山三丁目10番17号 今池セントラルビル6階E号室



2. 事業の進捗状況及び今後の予定

①西工区の工事状況について

現在、西工区は樹木の伐採を中心に工事を進めています。

今後は、伐採した樹木の破砕や搬出を行うとともに、仮設調整池築造等の防災工事を進めてまいります。

来年度からは、造成工事、道路築造工事等に着手する予定です。



(令和3年7月末撮影)

②事業計画変更の手続きについて

主に以下の内容で事業計画変更の手続きを進めています。

現在は県と事前協議を進めており、本年10月～11月頃には事前協議の回答がいただける予定です。

事前協議の回答をいただいた後、総会を開催いたしますので、ご承知おきいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(主な事業計画変更の内容)

- (1) 工区の設定・・・東側地区の早期完了と西側地区の整備実施を目指し、地区を東工区と西工区に分け、本事業を実施します
- (2) 設計の方針の変更・・・新たに設定された西工区を住宅系から工業系に転換することから、設計の方針を変更します
なお、東工区と西工区の境には緩衝帯を設けるなど、住環境へ配慮することを検討しており、かつ、後にご報告する用途地域、地区計画の変更に基づき、公害を出す恐れのない環境に配慮した工業系を計画しています。
また、工業系の企業立地に伴う交通量の増加が周辺の交通に影響を及ぼさないよう、交通計画についても検討します。
- (3) 減歩率、保留地地積等の変更・・・上記変更に伴い減歩率、保留地地積等を変更します
- (4) 事業施行期間の変更・・・事業施行期間を5年間延伸し、令和8年度（令和9年3月31日）までに変更します
- (5) 資金計画の変更・・・過年度施工済みと残事業を精査した結果で、資金計画を変更します

③桑名市による用途地域、地区計画の変更

本事業と密接に関係してくる用途地域及び地区計画の変更の手続きを桑名市が進めています。

変更の概要は以下のとおりです。

- (1) 事業計画変更に伴い、西工区の用途地域は、環境悪化をもたらす恐れのない工業の利便を図る地域として、「準工業地域」とします。
- (2) 東工区の良い住環境との調和を図るため、地区計画に西工区の建築物等の用途を制限します。
- (3) 本事業区域及び多度2丁目を区域とした、現在決定済みの地区計画について、西工区を除外した区域変更をします。

3. 留意事項

土地区画整理事業を円滑に進めるために、以下の事項にご協力ください。

○ 土地の権利の異動の届出について

本組合定款の規定により、宅地及び建物等に関する権利に異動が生じたときは、当事者双方連署して組合にその旨を届け出てください。

届け出いただけない場合、組合から発送する重要書類がお手元に届かないことがありますので、必ず届け出をしてください。

【連絡先】 多度町小山土地区画整理組合
桑名市多度町多度580-1（103街区1画地）
電話（0594）49-2059

開所時間：平日 午前9時～午後3時（正午から午後1時を除く）
※ 土曜日・日曜日及び祝日は休みとなります

